

## 平成30年度 小城市保育料基準表

【保育認定(2号・3号認定)】(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料の額(月額)					
		3歳未満標準時間	3歳未満短時間	3歳児標準時間	3歳児短時間	4歳以上標準時間	4歳以上短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子世帯等)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)
D 1	57,700円未満 多子軽減撤廃ライン (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)	21,000 (6,000)	20,600 (6,000)	20,500 (6,000)	20,100 (6,000)
	72,800円未満 (母子・父子世帯等)	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)	21,000 (6,000)	20,600 (6,000)	20,500 (6,000)	20,100 (6,000)
D 2	77,101円未満 (母子・父子世帯等)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)	25,000 (6,000)	24,600 (6,000)	24,000 (6,000)	23,600 (6,000)
	97,000円未満	30,000	29,600	25,000	24,600	24,000	23,600
D 3	133,000円未満	40,000	39,400	29,000	28,500	25,500	25,100
D 4	169,000円未満	44,500	43,800	31,000	30,500	25,800	25,400
D 5	301,000円未満	51,000	50,200	32,000	31,500	26,000	25,500
D 6	397,000円未満	62,000	61,000	34,000	33,400	28,000	27,500
D 7	397,000円以上	73,000	71,800				

保育認定の保育料は保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分かれます。

年齢区分は当年度4月1日での年齢となります。

【教育認定(1号認定)】(幼稚園、認定こども園)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料の額(月額)	
		小城市立	私立
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) (母子・父子世帯等)	3,000 (0)	3,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下 (母子・父子世帯等)	6,000 (2,500)	10,100 (3,000)
D 1	211,200円以下	8,000	19,200
D 2	211,201円以上	10,000	24,500

新制度に移行しない幼稚園は、従来どおり各園が定める保育料となります。

### 【保育認定】

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円。

市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。また、B階層においては、2人目以降は0円。

ひとり親等世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満(B階層からD2階層の1部)の場合は、に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降0円。

### 【教育認定】

小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は0円。

市町村民税所得割額が教育認定77,100円以下(C階層)の場合は、に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。また、B階層においては、最年長の子どもから順に1人目は全額、2人目以降は0円。

ひとり親等世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満(B階層からC階層)においては、に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は各階層の下段の額、2人目以降0円。

・4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。